

改正

昭和四九年一〇月 九日規則第九九号

昭和六三年 四月 一日規則第一六号

平成 五年一二月二四日規則第八九号

平成一九年 三月 八日規則第八号

令和 元年 七月 四日規則第三二号

令和 三年 七月三〇日規則第七八号

行政財産使用規則をここに公布する。

行政財産使用規則

(この規則の趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により行政財産の使用については、法令、条例又は他の規則に別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(使用許可の基準)

第二条 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、次の各号の一に該当する場合に限り、これを使用させるものとする。

- 一 国若しくは地方公共団体、水害予防組合、土地改良区その他の公法人又は法令の規定により県の執行機関が監督を行なうことができる法人その他の団体が直接その用に供するために使用するとき。
- 二 県の職員その他当該行政財産又は公の施設を使用又は利用する者のために必要な食堂、売店その他の厚生施設の用に供するとき。
- 三 電気、水道、ガス供給事業その他公益事業の用に供するとき。
- 四 県の事務又は事業に関する施策の普及、宣伝その他公共目的のために使用するとき。
- 五 直接又は間接に県の事務又は事業の便宜となる事業又は施設の用に供するとき。
- 六 社会教育その他の教育又はスポーツのために使用するとき。
- 七 その他知事が特別の理由があると認めたとき。

(使用の許可)

第三条 行政財産を使用しようとする者は、別記様式第一号による申請書を知事に提出し、その許

可を受けなければならない。

(誓約書の提出)

第四条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた日から一週間以内に別記様式第二号による誓約書を知事に提出しなければならない。ただし、使用者が国、地方公共団体、水害予防組合、土地改良区その他公法人である場合又は当該許可に係る行政財産の使用期間が一月未満である場合は、この限りでない。

(使用料)

第五条 使用者は、行政財産の使用料に関する条例（昭和三十九年広島県条例第三十一号）の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用期間)

第六条 行政財産の使用期間は、一年以内（電柱、公衆電話、水道管、ガス管その他これらに類する物件を設置するために使用する場合は、五年以内）とする。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の使用期間満了後引き続いて当該行政財産を使用しようとする者は、使用期間の更新の許可を受けなければならない。
- 3 前項の規定による許可を受けようとする者は、期間満了の日の一月前（使用期間が一月未満である場合にあつては、前日）までに別記様式第三号による申請書を知事に提出しなければならない。

(使用財産の転貸禁止等)

第七条 使用者は、第三条の許可に係る行政財産（以下「使用財産」という。）を転貸し、又はその使用权を担保に供し、若しくは譲渡してはならない。

- 2 使用者は、使用財産の現状、使用の目的又は使用の態様を変更してはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により知事の承認を受けようとする使用者は、別記様式第四号又は第五号による承認願を知事に提出しなければならない。

(費用の負担)

第八条 使用財産の使用に伴うガス、電気、水道等の使用料その他の必要経費は、使用者の負担とする。

(原状回復)

第九条 使用者が使用財産を荒廃させ、若しくはき損し、又は滅失したときは、遅滞なく、原状に

復し、知事の検査を受けなければならない。

- 2 使用者が前項の原状回復の義務を履行せず、又はその履行が不完全なときは、知事がこれを施行し、その費用は、使用者から徴収する。

(許可の取消し)

第十条 知事は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、第三条の許可を取り消すことがある。

- 一 使用財産を公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
 - 二 不正の手段をもって第三条の許可を受けたとき。
 - 三 この規則又は許可の条件に違反したとき。
 - 四 使用料を指定期日までに納付しないとき。
 - 五 故意又は過失により使用財産を荒廃させ、又はき損したとき。
 - 六 正当な理由がないのに第十二条の規定による指示に従わず、又は同条の規定による検査を拒んだとき。
- 2 使用者は、前項の規定により許可を取り消されたときは、遅滞なく、当該使用財産を返還しなければならない。
 - 3 第一項の規定によつて許可を取り消された使用者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができない。

(使用財産の返還)

第十一条 使用者は、前条第二項の規定により返還する場合を除くほか、使用財産を返還しようとするときは、返還しようとする日の七日前までに別記様式第六号による返還届を知事に提出しなければならない。ただし、当該財産の使用許可の期間が一月未満であるときは、この限りでない。

(立入検査)

第十二条 知事は、使用財産の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し必要な指示をし、又はその職員に随時使用財産の使用状況を検査させることがある。

- 2 前項の職員は、同項の規定による検査を行なう場合において、現に使用している建物に立ち入るときは、あらかじめ、当該建物の使用者の承諾を得なければならない。
- 3 第一項の職員は、同項の規定による検査を行なうときは、その身分を示す証明書を携帯し、使用者その他の関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(書類の経由)

第十三条 使用者がこの規則により知事に提出する書類は、正副二通とし、当該行政財産を管理する機関の長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に行政財産を使用している者は、第三条の規定による許可を受けたものとみなし、当該行政財産の使用について付されている条件は第三条の規定による許可に付された条件とみなす。

附 則（昭和四九年一〇月九日規則第九九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年四月一日規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一二月二四日規則第八九号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成一九年三月八日規則第八号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月四日規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年七月三〇日規則第七八号）

この規則は、令和三年八月一日から施行する。